



	育	定 地 域 型 保
第三十九條	法第四十三條第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項
第三十九條第七号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数(特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。)を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数)
第三十九條第十三号	法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども(特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。)
第四十條第四号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数)
第四十條第十一項	「区分」	区分(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数)
第三十三項		
附 則		
この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。		
附 則 (平成二九年九月二二日内閣府令第四四号)		
この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二九年九月二二日)から施行する。		
附 則 (令和二年八月三二日内閣府令第五八号)		
この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。		
附 則 (令和三年六月九日内閣府令第三七号)		
この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号)の施行の日(令和三年六月九日)から施行する。		
附 則 (令和五年四月二二日内閣府令第四四号) 抄		
(施行期日)		
第一条 この府令は、令和五年四月一日から施行する。		
(内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の廃止)		
第二条 内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十七年内閣府令第四十九号)は、廃止する。		